

熊本託麻台リハビリテーション病院倫理規程

職業倫理規程

わたくしたち熊本託麻台リハビリテーション病院の職員は、医療に関わる職業人として、「病院基本理念」および「病院基本方針」に基づいて下記の通り職業倫理を定めます。

1. 患者さんの人格や人間としての尊厳を尊重することを自覚し、品位と良識をもった職業人としての資質向上に努めます
2. 医療サービスの質の向上を図るため、常に知識の習得と技術の研鑽に努めます。
3. 医療従事者として各職種間の相互理解と協力により、良質なチーム医療を実践します。
4. 医療の公共性を重んじ、法規範の遵守に努めます。
5. 医療を通して地域の発展に貢献します。
6. 患者さんのプライバシーを尊重し、職務上の守秘義務を遵守します。

臨床倫理規程

熊本託麻台リハビリテーション病院では、患者さんの尊厳および人権に配慮し、質の高い医療を提供できるよう下記の通り臨床倫理を定めます。

1. 患者さんの自己決定権を尊重いたします。
2. 患者さんに治療方法をわかりやすく説明し、意思を尊重して同意を得るように努めます。
3. チーム医療のもと、医学的適応を確認し、最善の医療を行います。
4. 患者さんの生活の質（QOL）を考えた医療を行います。
5. 患者さんを取り巻く状況を把握し、配慮した上で医療を提供します。
6. 患者さんの人権や、人間としての尊厳に関わる問題については、「倫理委員会」において十分に検討を行い、委員会での審議結果を踏まえた医療を提供します。

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日付をもって制定する。

この規程は、令和 4 年 1 月 13 日付をもって改定する。